

自 平成24年 8 月 28日

至 平成24年 8 月 28日

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会

会 議 録

杵藤地区広域市町村圏組合

平成24年 8 月 28日 (火曜日)

平成24年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号								
招集年月日	平成24年8月28日							
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場							
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成24年8月28日 午後4時2分			議 長	原田 謹吾		
	閉 会	平成24年8月28日 午後4時57分			議 長	原田 謹吾		
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名		出欠	番 号	氏 名		出欠
	1番	前 田 敏 美		○	10番	武 村 弘 正		×
	2番	末 藤 正 幸		○	11番	原 田 謹 吾		○
	3番	吉 川 里 已		○	12番	田 中 源 一		○
	4番	北 村 和 博		○	13番	武 富 久		○
	5番	橋 川 宏 彰		○	14番	片 渕 弘 晃		○
	6番	福 井 正		○	15番	溝 上 良 夫		○
	7番	谷 口 太一郎		○	16番	岩 島 正 昭		○
	8番	太 田 重 喜		○	17番	末 次 利 男		○
	9番	田 口 好 秋		○				
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名		氏 名	出欠	職 名		氏 名	出欠
	管 理 者		樋 渡 啓 祐	○	消 防 長		峰 松 靖 規	○
	副 管 理 者		樋 口 久 俊	○	消 防 次 長		森 山 正 明	○
	事 務 局 長		橋 口 正 紀	○	消防次長兼警防課長		渕 上 正 昭	○
	会 計 管 理 者		浦 川 正 盛	○	消防本部総務課長		一 ノ 瀬敏夫	○
	事務局次長兼総務課長		澤 野 政 信	○	消防本部予防課長		貞 松 光 良	○
	電算センター所長		小 川 豊 年	○	消防本部通信指令課長		山 下 喜 正	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長		西 野 純一郎	○	監 査 委 員		西 川 平 七	○
	介護保険事務所長兼 総務管理課長		小 野 彰 一	○				
	介護保険事務所業務課長		一ノ瀬 健 二	○				
議 事 日 程	別紙のとおり							
会議付議事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成24年 8月28日 (火) 1日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
8月28日 (火)	開会・開議 (午後4時) 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第10号議案～第18号議案) (質疑・討論・採決) 議案審議 (報告第19号) (質疑・採決) 閉会

2. 議事日程について

議事日程	
平成24年 8月28日（火曜日） 午後4時 開議	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第4	第10号議案 専決処分の承認について
（質疑・討論・採決）	
日程第5	第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第6	第12号議案 財産の取得について
（質疑・討論・採決）	
日程第7	第13号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第8	第14号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第9	第15号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第10	第16号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第11	第17号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第12	第18号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第13	第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任について
（質疑・採決）	
閉 会	

午後 4 時 2 分 開会

○議長（原田謹吾君）

本日、10番武村議員が欠席であります。ただいまの出席議員16名でございます。定足数に達しておりますので、平成24年杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、

3 番 吉 川 里 巳 議員

7 番 谷 口 太一郎 議員

15番 溝 上 良 夫 議員

の 3 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日 8 月 28 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 8 月 28 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第 3. 議案の一括上程であります。

第10号議案から第19号議案までの10議案を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（樋渡啓祐君）

本日、ここに平成24年杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会を招集し、諸案件について御審議をお願いするものでございます。

議案説明に入ります前に、東日本大震災の震災瓦れき受け入れについて御報告申し上げます。

御承知のように、今月8月7日に国が東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表を公表いたしました。その内容は、岩手県、宮城県の震災瓦れきについて、そのほとんどは両県内や近県、それに既に受け入れ実績のある自治体によって処理するというものであります。この国の工程表を踏まえて、去る8月21日に古川康佐賀県知事が、佐賀県として、震災瓦れきの受け入れについては、具体的な手続を進めることはしないと表明をされたところであります。

私は震災瓦れきの処理について、負担は日本国全体で分かち合うべきという考えから、国、県に対し、そのための条件整備を求めてまいりましたが、今回の国の工程表並びに知事の御発言を受け、震災瓦れきの受け入れを積極的に行う状況になくなったと判断し、被災地、被災者に寄り添い、負担は分かち合うべきという考えは持ちつつも、この際、震災瓦れきの受け入れに対し、その旗をおろすことにいたしましたところであります。

広域圏議員の皆様方には、これまでの御協力に対し感謝申し上げます。

なお、今後も被災地の皆様方に対しましては、継続的、積極的に被災地支援に取り組んでまいり所存であります。

それでは、本日の定例会に提案いたしました議案について御説明いたします。

今定例会に提案しております案件は、専決処分の承認1件、条例改正1件、財産の取得1件、決算認定3件、補正予算3件、人事案件1件の合計10件でございます。

第10号議案につきましては、佐賀県市町総合事務組合理約の一部を専決処分により変更いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

第11号議案につきましては、関係する省令改正に伴い、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正いたします。

第12号議案につきましては、議会の議決に付すべき財産の取得に関し、議決をお願いいた

します。

第13号議案から第15号議案までは、平成23年度一般会計及び特別会計の決算認定で、後ほど会計管理者が概要を御説明申し上げます。

第16号議案から第18号議案までは、平成24年度一般会計及び特別会計の補正予算で、主に平成23年度決算に伴う繰越金の計上及び負担金や事業費の調整を行うものであります。

第19号議案につきましては、現在、識見監査委員として御苦勞いただいております西川平七氏の任期が本日8月28日をもって満了いたします。同氏を引き続き当組合の監査委員としてお願いいたしたく、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第10条第2項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 第10号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第4．第10号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、第10号議案 専決処分の承認について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

本議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の御承認をお願いするものです。

2ページをごらんください。

今回の同組合同規約の変更は、佐賀県西部広域環境組合が退職手当の支給に関する事務の共同処理に、また多久市が議員、非常勤の地方公務員に係る公務、通勤災害に関する補償に関する事務及び公立学校医等の公務災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加することに伴うもので、いずれも共同処理の開始を本年7月1日から予定されており、急を要したことから、同組合同規約の変更について関係団体と協議することについて平成24年6月22日付で専決処分をいたしましたものでございます。

なお、規約の変更内容は3ページにお示しをしておいでございます。

また、議案説明資料の1ページから2ページまで規約の新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、第10号議案 専決処分の承認について御説明いたしました。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案どおり承認されました。

日程第5 第11号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第5. 第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（峰松靖規君）

第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページから6ページ及び議案説明資料の3ページから8ページに掲載しております参考資料及び新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回、御審議をお願いいたします当組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成24年3月27日に公布されたことに

に伴い、当組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、電気自動車の普及に伴い、電気自動車用の急速充電設備を対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が新たに定められたため、改正するものでございます。

また、現に電気自動車用急速充電設備を設置している施設に対する位置、構造及び設備の技術上の基準に関する経過措置も設けられたものでございます。

なお、議案説明資料の4ページをお開きください。

上段に平成24年7月31日現在の急速充電設備設置状況を掲載しております。武雄市に3基、鹿島市に1基、嬉野市に1基の合計5基でございます。

続きまして、議案説明資料の5ページから7ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、本則につきましては、第11条のアンダーラインの部分と第11条の次に新たに第11条の2を加えるもの及び第12条のアンダーラインの部分でございます。

また、議案書5ページの附則につきましては、施行期日及び経過措置についてでございます。改正省令が平成24年12月1日から施行されるため、今議会に条例の一部改正議案を提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、議会の御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第11号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第11号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第6 第12号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第6. 第12号議案 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（峰松靖規君）

第12号議案 財産の取得について御説明を申し上げます。

議案書の7ページをごらんいただきたいと思います。

今回、御審議をお願いいたします財産の取得につきましては、白石署に配備する災害対応特殊救急自動車の購入をお願いするものでございます。購入価格は18,290,023円で、契約の方法は指名競争入札による契約でございます。購入の相手方は武雄市の佐賀日産自動車株式会社武雄店でございます。

議案説明資料の9ページから15ページに主要諸元、物品売買仮契約書等を掲載しておりますので、御参照ください。

なお、財産の取得につきましては、予定価格が20,000千円以上になりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、議会の御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第12号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

日程第7～第9 第13号議案～第15号議案

○議長（原田謹吾君）

日程第7．第13号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、
日程第8．第14号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定、
日程第9．第15号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（浦川正盛君）

それでは、第13号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定から第15号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定まで、一括して概要を説明いたします。

まず初めに、第13号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

先に配付いたしております冊子でございますけれども、歳入歳出決算書を用いまして説明をさせていただきます。

決算書の1ページから7ページでございます。

まず、歳入のほうから説明をいたします。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入合計欄の中ほどに記載しておりますとおり、調定額、収入済額ともに3,526,605,107円となっております。歳入項目ごとの金額につきましては、1ページから4ページに記載しておりますが、このうち主な項目について御説明をいたします。

1ページ、2ページをお開きください。

第1款の分担金及び負担金の収入総額は、3,135,037千円で、歳入総額の88.9%を占めて

おります。これにつきましては、構成市町及び介護保険事務所から収納いたしました消防費負担金、ごみ処理センター費負担金、電算センター費などの負担金でございます。

次に、5款. 繰入金の収入額は232,003,820円で、収入総額の6.6%となっております、内容につきましては、職員退職手当基金からの繰入金が200,084千円、消防施設整備基金からの繰入金が31,920千円となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

5ページ、6ページをお開きください。

一番下、歳出合計欄に記載しておりますとおり、予算現額3,519,252千円に対しまして、支出済額は3,389,684,658円となっております。

このうち、主な項目を申し上げますと、5款の消防費が2,138,150,888円で、支出総額の63.1%、次いで4款. 衛生費の698,754,646円で20.6%でございます。

そのほか、2款の総務費が272,638,395円で8%、6款. 公債費が236,924,662円で7%となっております。

予算の執行率は96.3%でございます。

以上の結果、歳入歳出の差引残額は7ページに記載しておりますとおり、136,920,449円となっております。

項目ごとの内容につきましては、8ページから45ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思っております。

以上で平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

続きまして、第14号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

決算書の46ページから53ページに記載をいたしております。

まず、歳入のほうから説明をいたします。

48ページ、49ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入合計欄の中ほどに記載しておりますとおり、調定額は15,127,247,638円、収入済額は15,060,639,094円となっております。

調定額から収入済額を差し引いた額から不納欠損額の13,734,652円を差し引いた収入未済額は52,873,892円となっております。

なお、この不納欠損額及び収入未済額につきましては、その全額が第1号被保険者の保険料となっております。

46ページ、47ページをお開きください。

収入額の多い項目でございますが、4款の国庫支出金、3,721,242,690円で、収入総額の24.7%、5款の支払基金交付金は4,238,888千円で28.1%となっております。

それから、1款の保険料は、第1号被保険者の保険料で、2,116,878,040円、収入総額の14.1%となっております。

また、2款の分担金及び負担金は2,211,480千円で14.7%、これは保険給付費、事務費、地域支援事業費に係る構成市町の負担金でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

50ページから53ページに記載をいたしております。

52ページ、53ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額15,481,620千円に対しまして、支出済額は14,779,993,743円となりました。

50ページ、51ページをお願いいたします。

支出額のほとんどを占めますのが2款の保険給付費でございます。本年度は14,026,900千円余りとなっております。支出全体の94.9%となったところでございます。前年度が13,496,000千円程度でございましたので、約530,000千円の増、率にして3.9%程度増加をいたしております。

次いで、3款の地域支援事業費でございます。308,618,675円、支出総額の2.1%となったところでございます。

予算執行率につきましては、95.5%となっております。

以上、歳入歳出差引残額は53ページの欄外に記載しておりますとおり、280,645,351円となったところでございます。

以上で平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

続きまして、第15号議案 平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を説明いたします。

決算書の80ページから83ページに記載をいたしております。

まず、歳入のほうから説明をいたします。

80ページ、81ページをお願いいたします。

歳入合計欄に記載しておりますとおり、調定額、収入済額ともに15,667,589円となっております。

収入済額の内訳でございますが、基金積立金の利子収入が14,003,596円、前年度繰越金が1,663,993円となっております。

次に、歳出について御説明をいたします。

82ページ、83ページをお願いいたします。

歳出合計は予算現額15,665千円に対しまして、支出済額は12,639,007円となっております。

以上、歳入歳出差引残額は83ページ欄外に記載しておりますとおり、3,028,582円となったところでございます。

予算執行率は80.7%でございます。

歳出の内容でございますけれども、1款1項、ふるさと市町村圏事業費といたしまして、職員研修等の業務委託料、市町が行うイベントへの助成金、ごみ減量化、高齢者健康づくり事業への補助金が主なものとなっております。

項目ごとの内容につきましては、84ページから89ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思っております。

以上で平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

最後になりますけれども、附属資料の説明をさせていただきます。

附属資料といたしましては、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき提出したものでございまして、内訳は歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書でございます。

まず、実質収支に関する調書でございますけれども、これにつきましては、90ページから92ページに記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

次に、財産に関する調書につきましては、93ページから99ページ、また、平成23年度の市町別負担金一覧表につきましては100ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊にて提出

をいたしております。

以上をもちまして、平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計及び特別会計の決算概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

この決算認定3議案につきましては、西川監査委員、溝上監査委員、両名から監査審査を受けております。それでは、ここで監査委員からの審査結果の報告を求めます。

○監査委員（西川平七君）

監査委員の西川でございます。皆さんお疲れでございます。

それでは、平成23年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の平成23年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成23年度の杵藤地区広域市町村圏組合の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月27日、当会館小会議室におきまして溝上監査委員とともに審査を実施いたしました。

なお、審査意見につきましては、両監査委員合議の上であることを申し添えておきます。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類を関係の帳簿等、あるいは審査に必要な書類と照合いたしまして、関係職員に説明を求め、慎重に審査を実施したものでございます。

その結果、(1)で御報告をしておるとおり、決算の内容、計数、ともに適切に計上、表示されております。

また、(2)の財政の運営及び予算の執行状況も的確に執行され、財政運営の効率化と経費の節減にも努められており、健全な財政運営をするための負担金収納や歳計現金の預金方法等についても効率的で安全な運営がなされております。

(3)の実質収支に関する調書並びに(4)の財産に関する調書、これにつきましても正確かつ適正に処理をされております。

以上、審査の結果を集約いたしまして申し上げましたが、詳細にわたりましてはお手元の審査意見書2ページ以降に申し上げておりますので、ごらんをいただきたいと思うところでございます。

なお、恐れ入りますが、意見書の6ページと7ページをお開きいただきたいと思います。

ここに審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡単に述べております。

まず、6ページの一般会計でございます。

4部門に分けて審査をいたしました。それぞれ所見を述べておりますが、その中で3番目の衛生部門でございます。構成市町のごみ処理量は、ごみ減量化対策の効果もございまして、平成15年をピークに毎年減少してまいりましたが、平成23年度においては対前年比2.4%の増加となっております。

なお、この数字につきましては、先ほど御説明ありました別冊主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書の11ページに載っておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

今後は、さらなる増加を防ぐため、構成市町とともに原因究明をし、ごみ減量化及び資源ごみリサイクルへの取り組みをさらに推進していただくことをお願いしておるところでございます。

葬斎公園につきましては、施設の計画的な修繕や改修で適切な管理運営に努められているが、今後は建設後の経過年数を考慮した上で、将来的な葬斎公園のあり方について具体的な検討を行うことを要望しております。

次に、7ページ、介護保険特別会計でございます。

御承知のとおり、介護保険事業につきましては、平成21年度からの第4期事業計画の最終年度であります。第4期事業計画の検証及び第5期事業計画の策定の年度として運営をされております。

保険料の収納率については、昨年度より下降をし、滞納繰越分については13,734,652円と多額の不納欠損処分がなされております。保険料は、制度の健全な運営に欠かせない重要な財源であるわけございまして、保険給付費は今後の高齢者人口の増加とともに、さらに増嵩していくことが予測されるもので、制度の周知徹底とともに、一層の収納率向上に取り組まれるよう要望しておるところでございます。

また、介護保険事業は高度な専門性を要する業務も多く、介護施設への指導監督を行う立場でもございますので、職員の人材育成策を含め、今後の組織機構、人員体制のあり方についても検討研究を行う必要性を指摘しておるところでございます。

最後でございますが、ふるさと市町村圏特別会計でございます。

基金10億円の活用につきましては、安定的な財源確保により各種事業への取り組みがなされてきましたが、これまで運用していた国債が平成24年6月に満期を迎えまして、安定的な財源の確保が困難になることから、今後は限られた財源を有効に活用していただき、圏域の浮揚、それと圏域住民の活力につながるよう努められることを望むところでございます。

以上、審査に当たり、今後の事務事業等に対する意見と留意点を述べましたが、今日の厳しい財政事情の中で国・地方においても簡素で効率的な行政運営を実現することが求められております。構成市町の行財政を取り巻く情勢が厳しい中、当組合としても長期財政計画、行財政改革大綱に基づき、より一層の財政運営の効率化に努めるとともに、広域行政の振興発展を図り、圏域住民の負託と期待に応えていかれることを要望して、決算審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（原田謹吾君）

それでは、これより3議案に対する質疑を一括して行います。発言される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言っていただくようお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第13号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案どおり認定いたしました。

次に、第14号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案どおり認定いたしました。

次に、第15号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案どおり認定いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

日程第10～第12 議案第16号～議案第18号

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第10. 第16号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）、日程第11. 第17号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）、日程第12. 第18号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、最初に第16号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正から成っております。

まず、第1条で定める歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ106,683千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,579,644千円とするものです。

補正の内容につきまして、4ページの次のページから掲載しております補正予算説明書のほうで説明をいたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず歳入です。1款. 分担金及び負担金の1項. 負担金では、構成市町負担金の補正をいたしております。負担金の補正は基本的に平成23年度歳入歳出決算に伴う剰余金の繰越金相当額の減額をいたしております。ただ、5目. ごみ処理センター費負担金は、繰越金から今回の歳出の補正に係る所要額を差し引いた額を減額いたしております。また、7目の消防費

負担金では、消防費に係る繰越金は今後の財政需要に備えるため、消防施設整備基金に積み立てることとしておりまして、このため今回の消防費負担金の補正は、説明欄に記載する内容による補正をいたしております。地方交付税消防費相当額としたものは、地方交付税に算入される消防費をもとに算定する負担金に関するものでございまして、24年度の地方交付税に算入される消防費の算定に用いる単位費用が昨年度よりも100円引き上げられて11,300円に改定されたことに伴い補正をするものです。その他の2つの項目につきましても、額の確定に伴い補正をするものです。

なお、(13)ページから(14)ページに参考資料として、補正後の市町の負担金の内容を掲載いたしておりますので、後ほど御参照いただけたらというふうに思います。

次に、2款、使用料及び手数料の1項3目の消防使用料の補正につきましては、自動販売機を設置する土地、建物の評価額の見直しに伴うものです。

次に、(4)ページをお開きください。

4款、財産運用収入の補正は基金利子の確定によるものです。

6款、繰越金では23年度歳入歳出決算に伴う前年度繰越金を計上いたしております。

なお、(15)ページに参考資料として負担金区分ごとの繰越金明細を掲載いたしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、8款、諸収入の2項2目、消防費雑入では、高速道路救急業務支弁金について、額の確定に伴う補正をいたしております。この支弁金につきましては、インター所在市町に交付されているものでございまして、当圏域では武雄市と嬉野市に交付されておりました、今年度は武雄市分が7,764,030円、嬉野市分が6,038,690円で、合わせて13,802,720円となっております。

また、コミュニティ助成金1,000千円を計上いたしております。歳出の5款、消防費で補正をお願いしている視聴覚資機材の購入に対する財団法人自治総合センターからの助成金の決定に伴うものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

(5)ページをごらんください。

4款、衛生費、1項1目のごみ処理センター費、3節、職員手当等の補正は職員の人事異動に伴うものでございます。25節、積立金では、財政調整基金積立金の補正をいたしております。今後の財政需要に備えるため、前年度繰越金のうち鉄くず売り払い収入分から10,000

千円を積み立てることとしていることに伴うものでございます。

次に、5款. 消防費、1項1目の常備消防費でございます。12節. 役務費の補正は緊急通報用電話発信地表示システム使用料の決定に伴うものでございます。18節. 備品購入費では、視聴覚資機材セット購入費を計上しております。財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を活用して購入するものでございます。25節. 積立金につきましては、今後の財政需要に対応するため、財政調整基金の積立金としまして、先ほど申しました24年度の地方交付税に算入される消防費の算定に用いる単位費用の引き上げに伴う消防費負担金の補正相当分を積み立てるということでお願いをいたしております。

同じく、5款2目. 消防施設費では25節. 積立金で今後の施設整備事業に対応していくため、消防施設整備基金積立金として23年度決算に伴う繰越金相当額の積み立てをお願いをいたしております。

6款. 公債費につきましては、組合債償還利子の決定に伴うものでございます。

7款. 予備費につきましては、歳入歳出の財源調整のための補正をいたしております。

なお、参考資料といたしまして、(16)ページに予備費の明細を掲載しているところでございます。

以上、歳入歳出予算の補正について申し上げます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

ページを戻っていただいて、4ページをごらんください。

今回の債務負担行為の補正は、第2表に定めるとおり、期間及び限度額を変更するものでございます。これは、平成19年度からリース契約で設置しております電話にふぐあいが生じておりまして、新しい電話機に交換することにより、リース料も現行より低額になることから、電話機を入れかえることに伴い、現行のリース契約の解約に伴う債務負担行為の変更をお願いしておるものでございます。

なお、新しい電話機への交換は9月を予定しており、新しい電話機は長期継続契約による導入を予定いたしているところでございます。

以上、第16号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）について御説明いたしました。

引き続きまして、私のほうから第18号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12,804千円とするものです。

補正予算の内容につきまして、補正予算説明書のほうで御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

1款の財産収入では、ふるさと市町村圏基金の運用収益の補正をいたしております。ふるさと市町村圏基金の国債購入運用が本年6月で満期を迎えたことに伴う10億円と国債購入金額との差額1,100千円の収入と、基金の新たな運用による利子収入が当初より増収となる見込みによる補正をいたしております。

なお、6月で国債購入運用の満期を迎えた基金の新たな運用につきましては、リスクの回避ということも考慮いたしまして、金利が高い4つの金融機関への大口定期預け入れ運用といたしております。

3款1項1目の繰越金では、平成23年度決算に伴う前年度繰越金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

(4)ページをごらんください。

(4)ページの1款1項1目のふるさと市町村圏事業費では、13節. 委託料で圏域内市町職員の研修会を開催するための経費を計上いたしております。

また、19節. 負担金補助及び交付金では、構成市町へのイベント助成金及び交付金の補正をいたしております。これは23年度に構成市町へ配分した助成金及び交付金のうち、23年度に活用されずに未執行額として本年度に繰り越された金額をそれぞれ関係する市町に再配分するものでございます。

2款. 予備費では、歳入歳出の財源調整のための補正を行っております。

以上、第18号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第1回)について御説明いたしました。

引き続き、第17号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1回)について、小野介護保険事務所長より説明を申し上げます。

○介護保険事務所長(小野彰一君)

続きまして、第17号議案につきまして説明いたします。

第17号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
について御説明いたします。

第17号議案書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正を行うもので、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に169,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15,264,581千円とするものです。

同条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとし、歳入が2ページ、歳出につきましては3ページに記載をしております。

次に、第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるものとします。

今回の債務負担行為の補正につきましては、公有車のリース料及び包括支援システム用パソコンリース料の限度額の変更を行うものでございまして、4ページに記載をしております。

補正の内容につきましては、補正予算説明書のほうで説明をいたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

5款．支払基金交付金です。2節．過年度分介護給付費交付金を8,539千円の増額補正するもので、支払基金交付金の返還金に充てるものです。

次に、7款．財産収入です。1節．利子及び配当金を844千円の増額補正で、財政調整基金の運用利子とするものでございます。

次に、8款．繰入金です。1節．介護保険財政調整基金からの繰入金を120,181千円減額し、補正後の額を60,027千円とするものでございます。

次に、9款．繰越金は前年度剰余金を今年度に繰り越すもので、280,644千円の増額補正をするものです。国庫支出金等の返還金に充てるものでございます。

続きまして、(4)ページの歳出について説明いたします。

1款．総務費の1項1目．一般管理費と、4項1目．給付管理費におきまして、節間の組み替えをするものでございます。委託料の304千円を減額し、事務用機器の修繕料と役務費の手数料に組み替えるものでございます。

次に、2款．保険給付費、1項1目．介護サービス等諸費につきましては、財源の組み替えをするものであります。

次に、4款. 基金積立金です。25節. 積立金で財政調整基金利子を同基金に844千円を積み立てるものでございます。

終わりに、6款. 諸支出金です。23節. 償還金利子及び割引料で、保険給付費などに国、県、構成市町等から受け入れました負担金、交付金等につきまして多く受け入れた分につきまして、23年度の実績により返還するものでございます。169,002千円の増額補正をするものでございます。

以上、補正予算の内容について説明をいたしました。

参考資料としまして、(5)ページのほうに構成市町別に負担金の精算表を掲載しております。総額100,152,709円をお返しすることになります。

これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより3議案に対する質疑を一括して行います。質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入っていただきますようお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第16号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第16号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第17号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第17号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第18号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第18号議案は原案どおり可決いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

〔西川監査委員、退場〕

日程第13 第19号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第13. 第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任について御説明申し上げます。

議案書の8ページをごらんください。

現在、当組合の識見の監査委員をお願いしております西川平七氏の任期が本日8月28日をもって満了となります。これに伴い、次期識見監査委員として、引き続き西川氏をお願いいたしたく、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第10条第2項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、西川平七氏の経歴につきましては、議案説明資料の32ページに掲載いたしております。

以上、第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めますと言いたいところでございますが、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、第19号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第19号議案は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

〔西川監査委員、入場〕

○議長（原田謹吾君）

それでは、ここで監査委員に選任されました西川平七氏から御挨拶を受けたいと思います。
よろしく申し上げます。

○監査委員（西川平七君）

ただいま選任をいただきました西川でございます。再任となりますが、意を新たにいたしまして、職責を全ういたしたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

（拍手）

○議長（原田謹吾君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして8月定例会を閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。終わります。

午後4時57分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 原 田 謹 吾

3 番議員 吉 川 里 巳

7 番議員 谷 口 太一郎

15番議員 溝 上 良 夫